

## 理事会の運営に関する規程

1. 会則第 16 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
  2. 理事会は、原則として年に 2 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
  3. 理事会の招集にあたっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
  4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。
  5. (1) 常務理事会構成員は 10 名以内とする。  
(2) 常務理事会は、理事会決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。  
(3) 常務理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに、各理事に送付するものとする。
  6. 理事会には、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く。  
(企画、編集、広報、総務、学会大会運営)
  7. 理事会には、専門的に研究、調査及び審議を必要とする場合には、特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員には、理事以外の適任者を委嘱することができるが、その人選は理事会の承認を必要とする。
  8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができる。
  9. この規程は、理事会の決議により改正することができる。
- 付則 この規程は、昭和 59 年 2 月 11 日より適用する。  
この規程は、昭和 63 年 2 月 13 日より適用する。  
この規程は、平成 27 年 9 月 10 日より適用する。  
この規程は、令和 2 年 3 月 11 日より適用する。  
この規程は、令和 5 年 3 月 18 日より適用する。  
この規程は、令和 6 (2024) 年 8 月 31 日より適用する。